

## 「支給対象者」について

○ 令和3年9月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。

※ 令和3年9月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける方」とは、令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方(児童1人当たり月額一律 5,000 円が支給される方)をいいます。

・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき 38 万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは 44 万円)を加算した額。

※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和3年9月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、担当までご相談ください。

### 【対象児童について】

○ 以下のお子さんを対象児童とします。

・令和3年9月分の児童手当(本則給付)の対象となっているお子さん

・平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童(高校生)で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん

・令和3年9月以降令和4年3月31日までに生まれた児童(新生児)で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん

○ 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

### 【支給額について】

○ 支給額は、対象児童1人当たり 100,000 円です。

### 【申請について】

- 十津川村から児童手当(令和3年9月分)を支給している方は、「プッシュ型」による支給を行いますので、特段の申請は不要です。
  - ※ 基本的に、同年9月分の児童手当を支給する市区町村になります。
  - ※ DV 被害によりお子さんとともに避難されている方で、令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者(DV 加害者)が受けている場合についても、十津川村で子育て世帯等臨時特別支援事業の支給を受けることができる場合がありますのでご相談ください。
- 高校生は申請が原則必要になります。(十津川村に支給のための情報があれば「プッシュ型」による支給になります。)
  - ※児童手当の申請漏れ者なども同様です。また、児童手当が所属庁から支給されている公務員についても申請が必要です。(公務員の方で所属庁から児童手当を受給されている方は証明書を添付してください。)

### 【支給先について】

- 指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は速やかにご連絡ください。
- 監護する児童が死亡したことにより、令和3年9月分の児童手当の支給を受けない方で、児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り、「支給先口座届出書」に必要事項を記載の上、子育て世帯等臨時特別支援事業の支給先口座の届出をしてください。

### 【支給の辞退について】

- 支給を受けることを辞退する場合は、中学生までは令和3年9月分の児童手当を支給する市区町村に届けてください。転居された方は、令和3年9月分の児童手当を支給する市区町村(転入前の市区町村)が届出先になりますのでご注意ください。高校生のご家庭は9月30日時点の住所地市町村が届出先になります。

### 【支給辞退(様式第1号)の方法について】

- 届出方法は、次の2種類です。
  - ① 郵送届出方式:届出書を郵送により十津川村福祉事務所に提出していただく方式
  - ② 窓口届出方式:届出書を十津川村福祉事務所の窓口に提出していただく方式
- 届出受付開始日及び届出期限は次のとおりです。
  - 届出受付開始日
    - ① 郵送届出方式 :令和3年12月20日
    - ② 窓口届出方式 :令和3年12月20日
  - 届出期限 :令和4年1月5日必着

### 【郵送届出方式・窓口届出方式の申請方法】

- 記載要領を参考に、届出書に必要事項を記載して、郵送により又は十津川村福祉事務所の窓口に提出してください。
- 届出書を提出される際は、次の書類を添付してください。
  - ・ 申請者の方の本人確認書類(個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等)の写し(※ここで示した本人確認書類はあくまで例示です。本人確認書類や本人確認方法については、各市区町村において住民票の写しの交付など通常の業務で取り扱っている本人確認書類・本人確認方法としていただいて構いません。)
- ※ 外国人住民の方は、在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しが必要です。

### 【十津川村からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、十津川村から問合せを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに十津川村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

### 【その他】

- DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、子育て世帯等臨時特別支援事業を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 子育て世帯等臨時特別支援事業の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯等臨時特別支援事業の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯等臨時特別支援事業の返還を求めます。
- 子育て世帯等臨時特別支援事業の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

十津川村福祉事務所：千葉幸・松實崇  
電話：0746—62-0902